

「光学論文賞規程」

1959年6月
1979年9月 改正
1992年3月 改正
1995年3月 改正
2000年3月 改正
2008年5月 改正
2013年4月 改正

1. この規程は光学に関する優秀論文の著者に対して応用物理学会が行う表彰について定める。
 2. この表彰を「光学論文賞」という。
 3. 表彰の対象は表彰時の前年 8 月末日までの 1 年間に発行された学術刊行物に発表された光学に関する原著論文の第 1 著者とする。
 4. 受賞候補者は日本光学会会員あるいは応用物理学会会員で、原則として表彰の年に満 40 歳未満の者とする。
 5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
 6. すでに公に顕著な賞を受けた論文の著者へは、同じ論文の著作に関しては原則として表彰しない。
 7. 表彰は毎年2件以内とする。
 8. 表彰は賞状授与および記念品贈呈とする。
 9. 表彰は毎年応用物理学会春季講演会中に行う。
 10. 日本光学会常任幹事会は毎年8月までに受賞候補者募集要項を「光学」および「応用物理」誌上に公表し広く募集する。
 11. 受賞者の選考は日本光学会幹事長が委嘱した光学論文賞選考委員会が行う。
 12. 受賞者が決定したときは日本光学会幹事長は選考の経過および結果を応用物理学会理事会および日本光学会幹事会に報告する。
 13. この賞の実施に関する必要な事項の審議および決定は日本光学会常任幹事会が行う。
- 附則 この規程は2013年4月1日より施行する。